

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（環境局）出資団体監査（公益財団法人西宮スポーツセンター）財政援助団体監査（特定非営利活動法人くぬぎ（ひまわりファクトリー））指定管理者監査（特定非営利活動法人こども環境活動支援協会）及び随時監査（総務局税務部納税課）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成25年6月24日

西宮市監査委員 亀井 健  
同 鈴木 雅一  
同 上田 さち子  
同 町田 博喜

付記

措置を講じた部局又は団体 監査結果報告日 監査結果公表日 措置通知受理日

環境局 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年5月28日

公益財団法人

西宮スポーツセンター 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年4月16日

特定非営利活動法人くぬぎ

（ひまわりファクトリー）平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

特定非営利活動法人

こども環境活動支援協会 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

総務局税務部納税課 平成24年12月5日 平成24年12月6日 平成25年3月28日

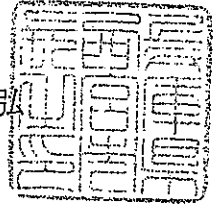
措置の内容 別紙のとおり

西税納発 第10231号  
平成25年 3月28日



西宮市監査委員	亀井 健	様
同	鈴木 雅一	様
同	西田 いさお	様
同	花岡 ゆたか	様

西宮市長 河野 昌弘



随時監査結果報告の指摘事項等に係る措置状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知  
します。

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 総務局                 |
| 2 監査結果報告名  | 随時監査結果報告(総務局税務部納税課) |
| 3 監査結果提出日  | 平成24年12月5日報告監第17号   |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり              |

## 総務局税務部納税課の市税徴収事務

随時監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項  
(平成24年12月5日付報告監第17号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 8 頁

### 1 む す び

今回の随時監査では、平成23年度の市税徴収事務について不正行為は認められませんでした。また、本市の市税徴収体制についても不正行為の生じにくい体制であることが確認できました。なお、滞納処分や不納欠損処分の経過記録が不十分と思われるケースが一部に見られました。今後、改善に努めてください。

(講じた措置)

滞納処分や不納欠損処分については、少額案件の場合、概要として同じような事情が多くあることから経過記録が単一的になりがちですが、今後は個々の案件の事情に沿った経過を記録するよう周知・改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 8 頁

### 3 む す び

不正を防止するためには、何よりも職場の風通しの良さが大切です。

職場における上司や先輩職員など、複数の職員によるチェックや、日常における指導などによりコミュニケーションを図り、組織的に誤りや不正行為を未然に防ぐことに努めてください。また、滞納処分の経過記録については、誰が見てもわかりやすい記録となるよう、必要十分な記載や適切な資料の添付に努め、組織としての情報の共有化に引き続き意を注いでください。このことが後日、市税徴収の現場でそれぞれの事案がどのように意思決定され、どのように処理が行われたのか明らかにできることとなり、市民への説明責任を果たすことにもなります。

当局におかれては、今回の監査を契機に本市の市税徴収事務についてあらためて点検するとともに、さらに改善する余地がないか検討を進めてください。

(講じた措置)

現在も講じている措置となりますが、主担当者と副担当者による相互チェック及び管理職による決裁という複数職員での案件の共有化、月例で課内会議・係会議を開催し新たに発生した問題や成功事例を課内全体で共有化、職場全体でのオープン化された最新の情報取得・共有に努めています。

滞納処分の経過記録については、様式を標準化して、項目の漏れを防ぎ、誰もが使いやすく、見やすい記録となるよう一層努めてまいります。

また、職員同士の声かけ等により、風通しの良い職場環境づくりに今後も努め、常に職場環境・業務内容の改善を心がけてまいります。